

件名	要旨	市の考え方	受付日	回答日	担当部署
要介護認定4と5世帯の水道料金等減免について	<p>要介護認定5の親と同居しています。要介護認定4と5の世帯を対象とする水道料金等の減免制度を知り、市に問い合わせたところ、申請が必要で遡及適用はできないと言われました。</p> <p>制度が周知されておらず、情報の格差で不公平が生じていると思います。申請をしなくても自動的に減免するようにするとともに、未申請の世帯については、遡って減免してほしいと思います。</p> <p>また、申請から減免まで3か月かかるとの説明を受けましたが、手続に時間がかかりすぎるのではないのでしょうか。</p>	<p>水道料金等福祉減免につきましては、世帯単位を対象としていますが、上下水道局では水道使用契約者の名前(使用名義人)のみを把握しており、水道使用契約者のご世帯員のお名前等は全く把握していないことから、ご世帯員の方が減免対象となられた際には、ご申請いただかない限りは、資格要件の確認ができない状況です。そのため、「福祉減免資格対象者世帯への申請無しの適用」につきましては、現時点において実施は困難であると考えています。</p> <p>また、申請に基づく減免適用の決定をしている現状においては、「遡及しての福祉減免の適用」につきましても、実施は困難です。</p> <p>減免の開始時期につきましては、同施行規程において、「申請のあった日以後の最も近い定例日の翌日からとする」と定めており、一般のご家庭の水道メーターの検針を2か月ごとに実施していることから、申請から減免適用後の水道料金等の請求までにお時間を要することがあります。例えば、6月に申請をいただき、7月に検針があった場合は、検針日の翌日から減免の適用となり、9月検針分から水道料金等の福祉減免を適用した上での請求となります。</p> <p>委託業者からの説明においては「3か月かかる」と回答させていただいたという認識ですが、ご案内が不十分であったため、誤解を与えてしまいました。委託業者には丁寧な説明を行うよう、改めて指導してまいります。</p> <p>福祉減免制度につきましては、これまでも広報ひらかたや上下水道局ホームページに掲載するとともに、関係課の窓口にて周知しているところです。また、市ホームページの「高齢者しつこサイト」におきまして、「高齢者サービス利用の手引き」を掲載し、水道料金等減免のほか、高齢者の生活を支える様々な制度について、周知を図っています。</p> <p>ご意見を踏まえ、制度周知及び早期の申請手続きにつなげられるよう、要介護認定・要支援認定等結果通知の送付時に送付している「要支援・要介護認定を受けられた皆様へ」において、「高齢者サービス利用の手引き」をご覧いただけるよう、文言を追記します。</p>	2024/6/17	2024/7/17	上下水道財務課 介護認定給付課